

リスク管理



第一芙蓉法律事務所
弁護士 木下 潮音

メンタルヘルス対策③

いわゆる「パワーハラスメント」を受けた労働者が「うつ」などの精神疾患を発症して勤務が継続できなくなったり、重篤な場合は自殺に至ったりする可能性があることは一般に認識されているところである。裁判例でも上司の言動から部下に精神障害が発症したことについて、労災として業務起因性を認めた事例や使用者に損害賠償責任を認めめた事例がある。

厚生労働省は2008年2月6日に「上司の『いじめ』による精神障害等の業務起因性を認めた事例

等の業務上外の認定について〔基労補発第0206001号〕と題する通達を発した。この通達では、従来必ずしも統一的な取り扱いとなっていたいなかった上司の「いじめ」に関する心理的負荷の強度の評価を明確にする」とを目的としている。

上司からの「いじめ」を身に付いていることを何の合理的な理由もなく非難し、指輪を外すよう命じた。このほかBはAに対して「主任失格」、「おまえなんか、

企業の雇用リスクマネジメント

11

上司の言動で精神疾患発症

価される」とになる。前記通達で検討された裁判例では、主任昇格した労働者Aに対し、上司Bが「目障りだからそんなチヤラチヤラしたものはつけるな。指輪は外せ」と言って、Aが結婚指輪を身に付いていることを何の合理的な理由もなく非難し、指輪を外すよう命じた。このほかBはAに対して「主任失格」、「おまえなんか、いてもいなくても同じだ」と発言していた。これらの中のBの態度は合理的なBの態度は合理的理由のない、単なる厳しい指導の範囲を超えた、Aの人格、人間性を否定するような言動と認められる「ひどいいじめ」と評価される言動は、心理的負荷の程度が強度であることを認めて業務起因性が認められる。このよ

うな職場で委縮した人間関係がある状況もメンタルヘルス上、決して良好なものとは思われない。

「パワーハラスメント」とは、業務指導の範囲を逸脱し、労働者の人格や人間性を否定するような言動と認められる場合である」と記載すべきである。